

香芝市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第12号

香芝市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香芝市職員の職の設置に関する規則（平成19年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市民環境部に」を削り、同条第4項中「、生活安全課（危機管理室を含む。）の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。